



『信濃教育』誌上における川井訓導事件に関する諸 論稿 : 近代日本道德教育史の一場面をめぐって

宇賀神, 一

(Citation)

研究論叢, 31:19-31

(Issue Date)

2025-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100497165>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497165>



『信濃教育』誌上における川井訓導事件に関する諸論稿

—近代日本道德教育史の一場面をめぐる—

宇賀神 一

(西九州大学)

1. はじめに

長く教科外活動に位置づけられてきた道德教育は、小学校で2018（平成30）年度から、中学校でその翌年から「特別の教科 道德」として全面実施されることになった。この転換をめぐる、教育内容を裏づける科学（学問）の不在を指摘した佐貫浩や、教育・学習の体系性を保証し得るかという論点を提起した山田真由美などの研究が蓄積されている¹⁾。

教科化にともない生じた争点のひとつが、文部科学省の検定を通過した教科書の使用義務が生じたことであり、教科書会社の“付度”が問題視されたことは記憶にあたらしい。教科書が学習指導要領の内容項目の「機械的な敷衍になりがち」であることや、「社会のリアリティからの乖離」が認められ、記述された場面の外側に存在する学習者にとって授業が「抑圧の場となる危険」など²⁾、教科書の構造的問題が指摘されている。教科書教材の具体に即した批判的検討も蓄積されており³⁾、道德教育の教科書や教材のあり方は教育学の喫緊かつ重要なテーマとして目下研究が進められている。

以上のような問題を歴史的視野から考えたとき想起されることのひとつが、川井訓導事件である。それは1924（大正13）年9月に長野県でおきた事件である。同月5日、長野県学務課長畑山四男美、県視学道田間平、臨時視学委員樋口長市が長野県松本女子師範学校附属小学校（以下、松本附小と略記する）を視察し、授業後に設けられた批評会において授業者を厳しく叱責した。とくに、森鷗外の

「護寺院原の敵討」を用いて修身の授業を行った松本附小訓導川井清一郎に対しては、国定教科書の不使用が問題視され厳しく詰問された。後日川井は始末書を書かされ、9月27日休職が言い渡された。川井はこれを受けて10月1日付で退職願を提出し、同月25日退職が決定した。松本附小の教員は川井への懲戒的な措置に抗議して辞意を示し、最終的に主席訓導伝田精爾が教壇を去った。この事件は、「児童の自由や自主性をより重視するという方向性」を内包した「修身教授改革論」が提起されはじめた大正新教育期に、修身科就中その教材のあり方の模索が、「国定修身教科書の内容から逸脱する傾向を内在し」たため「徐々に弾圧」されるに至った「象徴的な」できごととして⁴⁾、近代道德教育史上に位置づけられる。

川井訓導事件は大正自由教育研究⁵⁾、教員史研究⁶⁾、教科書史研究⁷⁾、ファシズム教育政策史研究⁸⁾などさまざまな角度から注目されており、長野県教育に関する歴史的研究のなかでも必ず言及される⁹⁾。事件に焦点化した研究も進められており¹⁰⁾、事の経緯が明らかにされている。樋口の言動については評価が分かれるものの¹¹⁾、事件が川井をスケープゴートにして意図的に引き起こされた教育・教員統制の一事例であり、自由主義教育から国家主義教育への転換点となったことは教育史上の共通認識になっている。

以上のとおり研究の蓄積が厚い川井訓導事件をめぐる、本稿では、それが当代の教員らにいかなる論点を提起したのかという角度か

ら整理する。当時、事件をめぐる教育界の反応は「意外なほど小さく」、「教育雑誌の誌上に事件に関連した記事はほとんどみあたらなかったという。とはいえ信濃教育会の機関誌『信濃教育』は「さすがに事の重大さに驚き」事件を積極的に扱ったとされる¹²⁾。

『信濃教育』は先行研究でも扱われており、とくに事件の当事者である川井と伝田の論稿や、著名な教育者ら総勢15名が事件にまつわる質問に回答した「川井訓導の修身教授に対する諸家の意見」（以下、この企画を「特集」と表記する）は繰り返し引用されてきた。しかしながら、『信濃教育』誌上にはこれらのほかにも川井訓導事件に言及した論稿が確認される。また如上の「特集」についても、先行研究では行論上必要な箇所が部分的に引用された程度であり、論者ごとの主張の内実や批判点、その濃淡などは十分整理されていないように思われる。川井訓導事件が当時どのように語られたのかはなお検討の余地が残されているといえよう。

そこで本稿では、樋口らの松本附小視察から「特集」までの『信濃教育』、具体的には第456号(1924年10月5日)から第463号(1925年5月5日)に注目して、道徳教育や教科書・教材のあり方を考えるうえで逸することができない川井訓導事件をめぐる諸論稿の内容を整理する。

2. 視察直後の『信濃教育』誌

1) 川井清一郎の修身教材観

樋口らが松本附小を訪れたのが1924(大正13)年9月5日、川井への休職辞令が下ったのが同月27日である。一連の問題について、本稿はこの処分をもって事件化したものと見做すこととする。したがって、10月5日に刊行された『信濃教育』第456号は事件化前に編纂されたものであるが、そこに松本附小視察に言及した論稿が早速収録されている。

そのひとつが、川井自身が寄稿した「修身書の取扱ひについて」(8-11頁)である。これは9月18日付の論稿であり、視察と休職処分のあいだに執筆された。川井は執筆動機について、視察のことが「意外に拡大し県教育上の問題」になっており、しかし「新聞紙其他の伝ふ所があまりに私の真意に遠」いためだと述べている。後述するように、川井は視察後の批評会でほとんど発言しておらず、自身の言葉で心中を説明する必要を感じて筆をとったのであった。

川井は、教育とは児童の「中から開かれる」べきものであり、「外から付け加へられるのでは本物でない」と考えており、そのために児童を「深く見つめ……彼等の中に萌え出でた芽生の成長が如何なるところにまで達してゐるかを認識することが何より先」だと述べる。児童の生活や実感に即した教育を目指していたことが読み取れる。

修身科、とくにその教材については、「道徳意識」を育てるうえで児童の発達段階に則したものであることを必須の条件としつつ、「教師自身の感動あるものでなくてはならぬ……修身教授が児童の心情に及ぶところに存する以上、その教材に対して教師その人の感動あることを必要条件としなくてはならぬ」と説いている。授業者自身の「感動」が教材の選択基準として重視されたことがわかる。国定修身教科書に対しては、児童の「成長を遂げしめんが為の教材として現行修身書は適切完全あるものであろうか」と疑問視された。すなわち、その「趣旨は勅語の聖旨に基づく恒久不変の我が国民道徳で、その趣旨に何等異論のある筈はない」と認めつつ、「表現方法」面から「児童の魂を啓発すべき例話として」の価値を批判し、児童が感動する「文学的表現」を盛り込むことや、4年生までは「人物又は事件によつて徳に感ぜしめ其上に道徳的知識を養ふ体裁」にすべきことなどを提起し

た。

そして、樋口らの参観時のことに筆を進めた川井は、視察された授業はあくまでも「唯現行修身書に応じこれを生かさんが為めの一方案」にほかならず、「護寺院原の敵討」は「児童の道德意識にも十分触れ得ること」を確信していたこと、同授業ののち国定修身教科書を用いて徳目を教える予定であり、そのときに「この例話の回想によつて理解し自得」させる計画であつたことなどを説明した。同論をとおして川井が国定教科書制度をまったく否定していたわけではなく、「教育勅語」に基づく修身科の教育目標には異論がなかったこと、しかし国定修身教科書のみではそれを達成できないと考え、自身が感動をもって授業することができる「護寺院原の敵討」を用いたことなどが『信濃教育』読者に周知された。

2) 西尾実の反応と伝田精爾の主張

そのほか同号には、『信濃教育』の編纂を担当していた西尾実の見解と、川井の同僚であつた伝田精爾の記録が収録されている。

西尾は「時事問題に面しての感想」（1-3頁）で視察に言及している。県教育界に「厭ふべき時事問題」が頻発しているといい、とくに「所謂副教科書問題と最近の臨時視学委員の視察によつて惹き起された問題」を取り上げ、「問題が如何なる点に解決されるか」が県内の教育に影響を与えるとして注目している。なお、同論は川井の休職処分前に執筆されたものであり、川井の氏名や川井訓導事件という表記はみられず、「最近の臨時視学委員の視察によつて惹き起こされた問題」と呼称されている。

この「問題」とともに取り上げられた「所謂副教科書問題」は、川井訓導事件の背景を知るうえで重要である。1924（大正13）年5月14日、文部省は「近来小学校ニ於テ教科書ノ解説若クハ教科書類似ノ図書ヲ副教科書又

ハ参考書ト称シテ使用セシムル向有之ヤノ趣右ハ教育上尠カラザル弊害ヲ来スモノト存ゼラルヽニ付嚴重ニ御取締」ことを求める通牒を發した。これを受け長野県学務当局は、「副教科書又ハ参考書使用等ニ関スル件」（学乙発第94号）によつて「修身・国語・日本歴史・地理ニ就テハ、教科書ノ解説書若シクハ教科書類似ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用シ、事実教科書ト同一ノ取扱ヲナスガ如キ、嚴禁スルコト」や「教科ノ内容ヲ拡充スル目的ヲ以テ、其他ノ図書等ヨリ引用シ、又ハ謄写頒布ノ上教授スル場合ニアリテハ、教科課程ノ本質並ニ児童ノ能力程度ヲ十分ニ考慮ノ上、採択並ニ取扱ヲ誤ラシメザルコト」などを定めた。こうして「副教科書」や「参考書」の取り締まりが嚴格化されたのが「所謂副教科書問題」であり、この一件をめぐる教員と学務当局が対立した¹³⁾。

これらの「時事問題」に対する西尾の立場は中立的である。一方で、長野県の教員の性向に関して「進んで理解されようとする態度が乏しい」ことを指摘し、「時事問題」の原因の一端を教員の側に求め、「教育者各自の自己反省と教育者相互の戒飭に俟つべき」だと論じ、他方で学務当局に対して、「監督の位置に立つもの」が「官的権力を恃んで一言の末にも法的制裁を振翳す」ることを批判し、『『権力を恃む』心の驕を脱却して被監督者に対する時、始めて法的精神の純真な力が行はれ』と述べた。諸種問題の解決には教育現場と学務当局の歩み寄りが重要だというのが西尾の主張であり、「すべては時と共に真相が明瞭され……其上に嚴正な批判が行はるべき」だとして動向を注視している。

伝田は「視学委員視察当日を顧みて」（24-33頁）を寄稿し、視察当日の様子を記録している。同論は「一 前日」「二 授業」「三 第四時修身の授業」「四 批評会」「五 修身の講評」「六 感想」という構成であり、4時間

目に行われた川井の修身科の授業とそれに対する講評にとくに紙幅が割かれた。以下、「六感想」を手がかりに伝田が問題視した点を確認していこう。

伝田は視察を、「平素の教育を如実に披露し十分な御批評と指導を得て更に自らも研究を深めて」いくための好機と捉えていたが、樋口らの講評は「焦点が何れに存したかさへ明かにすることが出来」ず「遺憾」であったと述べる。川井の授業に対しては、とくに彼が用いた「護寺院原の敵討」に着目して、道徳意識の「萌芽」を育てるうえで「好適」であり、「感動」を与え「理性的反省」を経験させ、のちに「修身教科書に示されたる徳を悟ら」せて「やがては道徳的原理の世界に導き、実践の原動力を与へること」ができる教材として高く評価している。そして、「単に修身教科書の例話のみを繰返すことの安佚は却つて戒むべき」だと断じた。

樋口に対しては、「批評が其時間の教授に限定され、しかも前後の継続的計画が顧られ無かつたため」、川井の「考と案」を理解できていないと批判している。また、樋口が川井に「全案の上でどういふ位置と意義を占めるかを述べる機会」を与えなかったことを疑問視し、川井の側に「教科書取扱の予定」があったことや、「教科書否定ではなく其趣意を出来る限り生か」すための「努力」が見過ごされたことを難じている。樋口の講評に対し川井から十分な弁明が聞かれなかったことに関しては、川井の性格を知る立場から、「ああいふ席で自分の意見を述べることにあまり慣れた方で」はないためだと述べ、川井を擁護した。

以上のように、伝田は樋口らが問題にした川井の国定教科書不使用について、それが「教科書否定」という思想的問題ではなく、あくまでいち授業における教育方法上の工夫であったことを強調したのであった。

3. 休職処分決定後の『信濃教育』誌

1) 西尾実の危惧

『信濃教育』誌上でその後もっとも積極的に発言したのは西尾であった。西尾はまず第457号(1924年11月1日)の「時事雑記」(1-6頁)で、川井に対して「公立学校職員分限令第八條第五項による休職が命ぜられた」ことに触れて、「行政問題」に発展したことを報告している。とはいえ西尾は、川井の人柄や性格、授業のための努力や苦勞が「荒怠であり、反抗」と解され処分されたことを「甚だ遺憾」としたものの、「行政的処置も既に行はれたし」ており「今更何も言ふべき場合でない」と述べている。

西尾の主眼は、川井訓導事件によって「教育そのものの上に残された問題」、すなわち、修身の授業における国定教科書の位置づけにあった。西尾は修身科を、「教授者自身の全人格的熱意に基いて始めて有力に行はれる」と述べ、「只単に修身書を毎時間、規定通りに或は半課づつ或は一課づつ話したり読んだり」する授業では「真にその科の任務を果」たすことはできないと断じた。「勿論法規の上から修身教科書は必ず使用教授すべく要求されてゐる」といい国定修身教科書の絶対性を認めながらも、そのみで「了せられるものではなく」、「補助教材」や「修身書取扱の工夫」が不可欠だと説く。そして、教育研究の結果として国定教科書を用いない時間ができることをもって「修身科軽視」、「教科書の否定」と見做されること、またその逆に、「教科書に対する無批評と無定見とが『遵奉』」と評価されることを危惧した。

第459号(1925年1月1日)に掲載された「我觀本県教育の昨今」(5-10頁)は、長野県教育界に対する批判への反駁である。同論は川井訓導事件に焦点化した内容ではないものの、樋口の視察に言及して、「一般論に於ては教育の方法なるものは各自の生み出すべき

体系」だと述べる樋口が、視察では「そのための悩み」への理解を欠いたことを、「氏のために惜しむ」と述べている。ほかにも明らかに川井訓導事件を念頭に置いた発言が聞かれる。たとえば、「材料の問題」に関して「国家的規制と統一」の必要は「認め得る」としながらも、「教育の実際を生気あらしめるためのある種の自由はまたその地方なり実際教育家なりに容認する必要がある」といい、教員に「教育の方法的自由のみならず、ある程度材料選定の自由をも法的に認めること」を「本邦教育の振興上重要」だと指摘したことなどである。

このように、教員（地方）に授業の「材料」選択の裁量を認めるべきだというのが西尾の主張である。そして西尾は修身科の問題に筆を進め、「方法的必要からの補助材料のみでなく、担任児童教育の目的的必要の上から材料を補ひうるで無くしては真に有力な教育は行はれない」と明言した。そのうえで、「法規上何等差支へない」場合であっても「法規運用者の個人的私見」から「材料の適否が或は是認され或は否認される実状」を問題にしたのであった。修身科において国定修身教科書以外の「材料」を活用することに意義を認める立場が看取され、西尾が「方法的必要」にとどまらず「目的的必要」からも教員の教材選択の自由を提起したことは記憶に留めておきたい。

第461号（1925年3月10日）に掲載された「松本女師附属事件考察」（1-5頁）は、先の論稿とは異なる角度から川井訓導事件に言及している。西尾はそこで、「川井訓導が教育的に十分根拠のある授業を為しつつ、又何等法規違背の意識も無くて無しつつあつた教育が、一時間の視察と批評会席上の問答から、思ひもかけぬ懲戒処分を受けるに至つた」ことについて、「広く教育問題として闡明して置かなくては教育将来の進展に影響する所少く

ない」という見解を示し、処分理由と考えられる論点を具体的に挙げ反論している。

論点とは、第一に「護寺院原の敵討」の教材としての良否、第二に児童の発達段階に対する同教材の適不適、第三に川井の授業技術面における「拙劣不徹底」、第四に「修身書に書かれてあるもの以外の材料を説話したのが国法違背」にあたるか否か、第五に1学期のあいだ国定修身教科書を用いなかったことの違憲性、第六にそのことをもって川井に「国定教科書は無視」する思想性が認められるかどうか、第七に批評会の場で川井から十分な弁明が行われなかったことについてである。西尾はこれらの論点に対して根拠を示しながら川井を支持し、「依然として懲戒的精神に出づる行政処分が何の故に行はれたのかを解するに苦しむ」と結論づけている。

同論中西尾は、友人からの書信を要約するかたちで、学務課長は「教育に関する素人」であり「本当に憂ふべきことゝ思つて了つて激怒したらしく、そこには本気がある。仮令見解が誤つてゐるとしても心の真実がある」と理解を示している。一方で、教育の実情を知るはずの「主事なり校長なり視学なり」が「学務課長にそれをわからせようともせず却つてその怒りを増大させ」た点を非難して、「課長と川井訓導の間に立つて、教育のため、教進進展のためあくまで真相真状に立脚させる誠意と努力を示」すべきだと指摘した。

以上のように同論では、川井への処分の不当性が検証された。その基底にあったのは、川井訓導事件が「教育の研究指導に於ける自由と熱誠を阻喪せしめること」、すなわち県下教員を萎縮させ、教育活動の創造的工夫や試行を統制する方向に作用することへの危機感であった。

2) 信濃教育会内の声

第457号（1924年11月1日）には、10月

17日と18日に開催された信濃教育会臨時大会の記録が「臨時大会の記」(59-84頁)として収録された。大会には1000名を超える会員が参加しており、そこでも川井訓導事件が話題にのぼった。

開会に際し信濃教育会長佐藤寅太郎は、「直接教育に当る教育者と、間接にこれを行ふ行政の位置にあるもの」に「意思疎隔の弊がある」ことを指摘し、「両者から互に手を差し延べて融通円満な解決を期待」と述べ、教育現場と県学務当局が協力することを希求した。つづいて「師道」というテーマで会員の発表が行われた。そこには川井訓導事件に関連する次のような発言が確認できる。

田中嘉忠は、川井訓導事件が教員の「萎微退嬰」につながり、「教育の沈滞、徒らに事無きを願ふもの、責任を回避せんとするもの、安きに就くもの」が「続出する如きに立ち到らざるやの憾みがある」と述べており、川井訓導事件が教育活動の矮小化につながることを危惧している。

馬場源六は、県学務当局に対して教育現場への「同情理解」を求め、「常に官的権力を持って一言の末にも法的制裁を振かざす事あればそれは教育の発展と成長とを願ひ治者の位置に立つ所以を冒瀆するもの」と指摘した。また、学務当局と教員を結びつける存在である「主事なり郡視学」の役割にも言及しており、「もう少し教育の実状に明るく非は非として懇切丁寧に指導し手を取りあふの大慈悲心に出られしならばと思はざるを得ない」と述べて、教育の現実を知り教育現場を支えるべきだと論じた。宮入英一も同様に、「当局と実際教育者」の「間に立ち、綱渡しをしてくれる人」の重要性に言及し、「県視学も学務課長も御自身から出馬して大騒をして」おり、「理解に努むべき郡視学は何をしておつたか」と責任を追及した。

『信濃教育』第461号(1925年3月1日)

には川井が「広島より」(45-49頁)、伝田が「大正十三年度を顧みて」(50-53頁)を寄せ再度事件を回想した。また同号にはこれら以外にも信濃教育会内から論稿が寄せられ、川井を支持する趣旨の論稿を中心に、事件の実態や背景を詳細に裏づける試みや、関係者を糾弾するものなどが収録された。

松岡弘は「教育の真諦と其の指導監督の態度を論じて川井訓導の修身教授問題に及ぶ」

(42-43頁)で「教師を指導し監督するの任にあたるもの」の問題を論じており、川井の人柄や「日常に於ける生徒との生活状態、児童との内面的交渉、児童に対する愛、児童に対する念願」などを加味せず国定教科書の不使用のみを問題にしたことを批判した。そして松岡は、「指導監督の任にあたるものの一嚀一笑は、やがて教育者の心に大なる影響を与へる。そして其の賞罰に至つては其の影響実は大なるものがある」と述べて、川井への「所罰問題」が、「お役目的に其日其日を過し、何等の理想なく、何等の計画なく、たゞ、与へられたる教科書を講義し解釈するに止まり、一時的に表面を糊塗して、能事終れりとする所謂職業教^ア育者」の増加につながることを憂慮したのであった。

加藤正一と守屋喜七は、他の論者とは異なる角度から松本附小校長山松鶴吉と同校主事池原茂三について論じている。加藤は「我等の胸中」(19-35頁)において、山松が執筆した文章を辿ってその立場を考察した。加藤によれば、山松は『信濃民報』においては「信州教育の伝統を理解し、現今の教育者の態度が真摯であり献身的である」と論じている一方、前任校の静岡県女子師範学校の同窓会誌「しづはたの友」には長野県の教育や教員に対する「悪口罵言」を記しており、「言動には、とても吾々には考へられないやうな不統一が見られる」と難色を示している。

なお、加藤は川井に対しても否定的な見解

を示している。それは川井が樋口の講評に対して「沈黙」したことへの批判であり、「信州教育の尊厳を傷くるもの」だと述べた。川井の態度については依田泰も「伝統の憶念と責任の覚悟」(36-37頁)のなかで問題視しており、「彼の如き研究調査多渉獵の教育者を我が信州に出しつゝあるを誇りこそすれ、『国法違反』の名の下に懲戒せられんとする如き罪状を認むるに苦しむ」と同情しながらも、「惜しむべき所」として、川井が「所信を開陳するの勇を欠」いており、「該問題の突発せる当初……君が所信を開陳し論弁して其の理想を語ら」なかった点を難じた。

守屋は1925(大正14)年1月25日と26日、池原と山松を訪ねインタビューを行い、その記録を「山松校長及池原主事訪問記」(6-15頁)として寄稿した。山松と池原は事件に関して「今日に至るまで草稿を得ないばかりか何等の御返事も得ない(『編集者』による注記一引用者)」状況であり、守屋の論稿は、それまで川井や伝田の情報に基づき語られてきた川井訓導事件を客観的に裏づけようとする試みとして意義深い。インタビューを受けた山松は、「今となつて考へて見ると自分は決して川井君が当局に反抗したでもなく、又怠慢の結果でもなく、まして法規に違犯したものとは考へて居」ないと述べるなど川井に同情的で、自身の言動を反省している。反対に池原は、「真相のお話を願つたのに最初から腑をわけてのお話」が聞けず「遺憾」だと述べた守屋の印象のとおり、終始自己弁護に徹して自身の正当性を主張した。

以上のように、1924(大正13)年度末においても『信濃教育』誌上における川井訓導事件への関心は高く、関係者に対する批判や問題点の検討が進められた。

4. 「特集」における諸家の主張

1) 「特集」の概要

「特集」は当初『信濃教育』第462号(1925年4月6日)に収録される予定であったが、「博く意見を集めて公正を期す」ため¹⁴⁾、第463号(1925年5月5日)に掲載された。同号の「巻頭辞」(1-2頁)で信濃教育会長佐藤寅太郎が、前年度長野県において「小松宇太郎君事件あり、副教科書事件あり松本女子師範学校事件あり……手塚校長退職事件あり、佐々木校長憤死事件あり、其他各郡に涉り、転免黜陟問題等」が頻発し、「其度毎に学務当局と實際教育者の間に、益々溝渠を深くし、確執抜く能はざるの勢を蒸生」したと述べており、教育現場と県学務当局の対立が深まっていたことを知ることができる。

「特集」(3-23頁)は「当代思想界の権威者」と「本県教育縁故者」を対象に、『信濃教育』第456号の抜刷を送付して川井訓導事件に対する見解を求めたものである。本稿「2」でみたとおり、同456号には西尾「時事問題に面しての感想」、川井「修身書の取扱ひについて」、伝田「視学委員視察当日を顧みて」が収録されており、回答者はこれらを資料としながら後述する質問に答えた。回答者とその肩書きは論稿掲載順に、文学博士三宅雄二郎、文学博士澤柳政太郎、代議士古島一雄、東北帝国大学法文学部教授阿部次郎、文学博士石原謙、岩波茂雄、京都帝国大学文学部教授和辻哲郎、東北帝国大学法文学部教授土居光知、東北帝国大学法文学部教授篠原助市、与良熊太郎、久保田俊彦、東京府立第五中学校長伊藤長七、東京女子高等師範学校教授北澤種一、広島高等師範学校教授長田新、太田孝作の15名であった。

質問項目は、「一、川井訓導の彼の修身教授は教育上より見て弊害ありや又法令上より見て違法なりや」、「二、川井訓導の休職は懲戒の意味ありと聞く(信濃教育三月号八頁十一頁参照)之に対する御感想如何」、「三、彼の教授の際児童の面前に於て畑山学務課長の執

りたる言動を貴下は教育上如何に見らるるか」、「四、山松校長池原主事の批評会席上に於ける言動を如何に見らるるか」、「五、樋口視学委員其他関係者の彼の際に於ける言動を如何に見らるるか」、「六、長野県教育の欠陥と思はるる主要点を御指示願ひ度し」である。

「一」と「二」は川井の修身教育観やその授業、彼に対する休職処分の妥当性、「三」、「四」、「五」は川井以外の事件関係者に対する見解、「六」は長野県教育界の問題点を明らかにしようとする質問項目である。

回答について従来の研究では、「概ね川井に対して同情的なものが大勢を占めた」¹⁵⁾、「論者は資料不足を指摘しながらも概ね川井を支持し、樋口視学委員・県当局が非難されている」¹⁶⁾というように総括的に述べられてきた。とはいえ諸論稿を具にみていくと、一問一答式に回答したもの、いくつかの項目に限定して答えたもの、質問項目ごとではなくひとつの文章で私見を披露したものが混在しており、主張のトーンにも濃淡があるため、以下に詳しくみていこう。

2) 川井清一郎に対する評価

川井については、全面的に川井擁護の立場をとる論稿、川井に同情的ではあるものの慎重に回答した論稿、川井の問題点を指摘した論稿に分けることができる。

全面的に川井擁護の立場をとったのが長田、阿部、岩波、与良、久保田、伊藤、北澤、太田である。長田は、樋口と同時期に臨時視学委員として長野県の学務当局に協力したという立場上の問題からか、「一」と「六」のみ回答した。長田はそこで、川井の修身教育観を「教育上より見て実に立派」であり「他の模範とするに十分」と簡潔に評価している。

阿部は、川井の授業を「弊害がないばかりではなく、修身教授の精神を深い根底から生かさうとする尊敬すべきやり方」だと評して

いる。川井に対する処分については「非常に不当」、「軽卒」、「暴君的」であり、「当局者の進退にかゝはる程度の失態」だと断じている。岩波も川井の授業に対して、彼の論稿に依拠しながら、「弊害なきは勿論、極めて有効」だという。休職に関しては、「法令に触れると言ふ解釈が可能にしても、注意位にて済む事」だと処分の程度を問題にした。与良も同様に、国定修身教科書の不使用については、附属の教員の影響力を考慮すれば「注意を与ふるなどは可」だと述べながら、休職処分は不当だと論じている。

久保田は川井の授業について、「修身書を生かす上に立派」だと評価し、休職は「行政上の軽挙……寧ろ暴挙」だと批判した。その処分は「必大なる禍根とならん」と述べ、教育界への波及を危惧している。「方法上の新しき試みを行ひたりとてそれだけにて懲戒せられる様では教育の進歩を害する」と指摘した北澤の見解もこれに通じる。

第二の立場、すなわち川井に同情的ではあるものの慎重に回答したのが澤柳と古島、石原、篠原である。澤柳は、情報不足から「これだけでは挙げられた項目について卑見を述べる事困難」だと述べ、「関係者がそれぞれ述べられたのを見る必要がある」と明言を避けた。ただし、川井の論稿に基づき「能く教科書を活用せんとしてゐる教育者」であるといい、「真の教育者たらんとする心掛けと努力」を認め、「全国小学校教員中に於て優れたる部分に属する人」だと評している。とはいえ彼の授業については、「国定修身書を用ゐなかつたのを咎めることはしない」ものの、「天保物語を能く活用し得ないで、之に使役されており「甚だ感服しない」と述べている。

古島は「事実をよく知らぬゆゑ何んとも答へられず、あの條目一々に答へる訣に行かぬ」とやはり明確な立場を示すことには慎重である。しかし、画一的な教育を批判する立場か

ら、川井が意図をもって国定修身教科書を用いなかったことに関しては、「修身などはそれでいい。斯くして修身書は生きて来る」と述べている。

石原も、「送附下されし雑誌の外に何等聞知せし所な」く「視学委員及び県当局者の意見及び弁明を聴かない」状況で見解を述べることにやはり自制的である。川井に対して、「誠実なる研究に対しては、恐らく何人も好意を払はない訳には行かない」といい、「当局者も、又教員も、今少しく慎重に冷静にそして理性的に問題の中心点を明かにして之を討究する態度を取」ることを望むと述べて中立的な態度をとっている。

篠原も「どちらにも不用意な点があつた」と述べる。すなわち川井に対しては、主事への伝達不足や、児童が修身の時間を「お話の時間」と解したことや、批評会で十分な返答をしなかった点などを批判している。一方県学務当局に対しては、児童の面前で川井を叱責したことを「直接児童を教育した事のないお役人のやりそうなこと」だとして、「批評の為に批評をするといふ態度を離れ、同情を以て、之に対し、充分教授者の真意を探り之を導くべき」だと述べた。

なお、三宅は川井や松本附小に直接言及していないものの、教員が「決まり通りの事をするのみでなく、自ら勉強し」て見識を深めることの重要性を説いており、「小学教員を天職とし、そのために全力を注ぎ、榮転でも誘なはれず、懲戒でも恐れぬ」ような人物を「誠に得難い人」だとして教員の創意工夫には賛同している。土居も同様川井に対する評価は明言していないが、「教科書を単に説明するだけではいかにもそれが無味であるかは万人の知る処」と述べた。また、森鷗外の教材的価値を批判した学務課長畑山に対して、「言う人の無理解を公表するのみ……三十年以前の教育者の意見を想起せしめる時代錯誤の言葉

だと非難している。

三つ目の立場をとり川井の問題点を指摘したのが和辻である。和辻は川井の論稿に基づき、「氏の修身教授は現在文部省の教育方針に違背したものとは思はれない」と述べながらも、他の論者とは異なる見解を示している。ひとつは教材の内容についてであり、「仇討といふものに対する道徳的批判を厳密に加へる事になれば、この種の材料を取扱つていいかどうかはよほど問題になる」として、「護寺院原の敵討」が「教育上弊害がある」可能性を示唆している。いまひとつは学務当局側の事情に対する認識の問題である。和辻は、「お役人は公文書で通牒した事が無視されてゐるのを発見して、その無視した人を懲戒したに外ならぬ」として、「お役人としては普通の事を普通にやつたに過ぎない」と述べて、川井を非難した立場の関係者を支持し、むしろ川井に対して「お役人の心理が解らない」と指摘する。講評の席で川井から「教科書を使はなかつた弁明が一向出」なかつたことから、「お役人があの席の問答を基礎として懲戒するのはいかにも当然」だと理解を示している。

3) 関係者に対する評価

(1) 樋口長市に関する見解

樋口に対して、伊藤は「元来表裏なき真面目の人」で「郷国の教育について云々でなくてはならぬと平生から熱心に考へて」視察に臨んでおり、講評は「樋口教授として真剣のもの」だと慮っている。「視察に出掛ける前に何等か先入主となる考へ方を誰やらにつぎ込まれたと推想せらる」と述べており、外在的な背景があつたことを予想している。

他の論者に関しては、トーンは異なるものの総じて樋口を批判している。いくつか例を挙げると、和辻は、「氏の頭に出来上つてゐる一定の形式にはまらないものは、考慮の余地がな」く、「氏の視察は、実際に行はれてゐる

教授法が一定の形式にはまつてゐるか否かの視察であつて、教師の実地上の苦心に意味があるかないかの視察ではない」と述べている。太田は樋口の講評を「言語道断」、「全く無頼無責任」、「極めて悪性低級」と痛烈に論難している。北澤も「現代の視学の方法は何処までも科学的で何処までも客観的であるべきであるが、樋口のそれは「官権の威力を恐れさせる方面に於て功を収めんとする様な旧式の視学の仕方」だと批判した。

（２）山松鶴吉と池原茂三への評価

松本附小校長山松と同校主事池原に関しては、「前後のことを詳しく考察した上でなくては何とも申し上げられぬ」と回答を保留した伊藤のような場合もあるが、十分な役割を果たしていないという批判が大半であった。

たとえば篠原は、「責任の一半を負ふべき主事や校長が、どうして、もつと居中調停の労を取らなかつたであらうか」と述べて、批評会における役割不足を指摘した。太田は両名に対して、「軽卒にして信念無く、所謂監督官憲の威に慍伏した「卑法を極めたるの言動笑止の極み」だと批判しており、与良はより端的に、「川井訓導を殺したのは其の言動に基づく」として山松と池原の言動を否定した。

和辻は、山松と池原の態度について「現今教育者の間にかなり普通に見られるもので「珍とするに足らない」とし、「上長の役人に対して出来る丈恭順の意を表し、自己の信念に従つて行動する如き事を出来る丈差控えるのが、地位の安全を期するための要諦」だと理解を示した。和辻が問題にしたのは、彼らがのちに「口先にのみ自己の責任を唱へてしかも事実上部下を窮地に陥れ、己れは責を負はぬ如き態度を取」った点であり、そうした態度を「日本国家及び民族の前途にとつて実に寒心すべき」ことだと非難した。

岩波の批判点も和辻と重なる。岩波は当初両名については「深く咎むるに値ひしない」

と考えていたが、25頁でも取り上げた両名に対する守屋のインタビュー記録を読み見解が変わったという。山松が川井を擁護する発言をしたことに注目しつつ、にもかかわらず「当局の誤つた所置に対して何故に川井氏の為に弁ぜざりしや」と疑問を呈した。また、責任を感じて辞職を申し出た伝田の行動に感服した旨を山松が述べたことについても、「何故に自身之を学ばんとしないのか」として、「一人の部下が理由なくして其の職を奪はると言ふ事は重大事件と考ふべきである」と校長としての資質を難じた。

（３）畑山四男美に対する認識

学務課長畑山については、児童の面前で川井を詰問した点が問題視され、岩波は「戦慄すべき暴挙」であり「児童に対し、又川井氏に対し、学校長に対し、心から陳謝して然るべし」と述べた。北澤も畑山の言動に対して、「教育界の一大不祥事なりといふ外なし」と述べており、ほかにも与良、久保田、伊藤、太田が同様の立場に立っている。

一方、和辻は彼らとは異なり、畑山を「役人として」必然的な行いをしたのみだと論じている。「教育について素人」を自認する畑山の言動は、「長官が下僚を詰問する」関係性のなかでは当然のことであり、児童の立場から畑山の発言をみたとき、「上長には服従せよといふ平生の教へから考へても別に不可はな」く理解し得ると述べた。

（４）長野県教育・教員への要望

長野県教育・教育の問題点については回答を保留している論者もいるが、いくつかの論稿で教員と学務当局それぞれを対象とする主張が確認される。

教員の側の問題として、北澤は「外形を軽んじ」ていることのほか、「独りよがりの傾向」があり「他から誤解され易い」とことと「自己の所信を正々堂々と表明して蒙を啓き邪を排けるの勇氣に乏し」とことを指摘した。伊藤

も「県教育者の間に組織的融和の気分を欠くことや「他府県の長所を探る態度に乏しきこと」を挙げており、視野を広げることや自身の信念をほかの教員と共有することの重要性が指摘されている。

和辻は、長野県の教育に関しては「批評し得るほどの知識」がないと自制的であったが、川井訓導事件に引きつけ考え得る課題として、「新しい試みをやる場合に、それに相応する覚悟が出来てゐない」と述べた。問題が惹起することを予見して「職を賭してもこの主張を貫徹するといふ様な覚悟が」ない点が「甚だ物足り」ず、川井と伝田を「見殺しにした事は」長野県教育界の「新しい試みが実はあまり根の深いものではなかったといふ印象を与へた」と結んだ。

県学務当局の問題を指摘したのが太田、岩波、伊藤である。たとえば太田は長野県の教育をめぐる最大の課題として、「学務課長及県視学任命の制度と実際」が「極めて不適切」であることを挙げ、「県学務課の制度と人物とを改むる事」が「急務」だと述べて、制度改革の必要を提起した。

この質問項目にもっとも丁寧に回答したのが岩波である。岩波は、「県当局と教育者との間に意思の疎通を欠く点を問題にして、学務当局には教員への理解を説き、「長官以下課長属官諸氏に至る迄、肩書を忘れ、在来の法規万能の思想より脱し、文部省の教育方針を教育的真理の全体と見る考よりも離れて、裸となり、一個の国民として虚心坦懐に膝を交へて信州在野教育者と懇談する機会をより多く作られん事を希望する」と述べた。一方教員に向けて、川井への処分を「正当と信ずる教育者」が多数いるにもかかわらず「当局の爲めに弁ずるもの」が皆無である点を「残念」だといい、「不当の措置に対し義憤起らず、正当と信じて弁明之を努めざるは共に道義心の欠乏」だと指摘した。

5. おわりに

ここまで、『信濃教育』誌上の川井訓導事件をめぐる諸論稿を検討してきた。樋口たちが松本附小を視察し川井らに対する批判を展開すると、『信濃教育』誌はすぐに反応して、川井と伝田の文章を掲載して視察当日の様子を読者に伝えようと試みた。川井の休職処分が決定すると、同誌編集責任者西尾ほか、多数の論者が事件に言及した。その主要な論点を最後にあらためて確認しておこう。

1点目は、川井が国定修身教科書を用いず「護寺院原の敵討」を使用したことについてであり、論者の大半は川井を支持した。各論稿は、『信濃教育』誌上における川井の記述などから彼が修身科の前提となる徳目＝教育目標を首肯していたことや、それを有効に内面化させるために児童の生活や興味、発達段階を考慮し、国定修身教科書を用いる準備段階として「護寺院原の敵討」を活用したのであって、国定教科書制度を否定する意図はなかったことなどを読み取り、修身教育の実際的な工夫として川井擁護を展開した。

2点目は、樋口ら視察団と松本附小校長山松および主事池原の言動についてである。当時樋口に対しては、川井に十分な発言機会を与えずに一方的に否定的な講評を行ったことが問題視された。山松と池原に関しては、本来学務当局と教員のあいだを取りもち川井を擁護すべき立場であるにもかかわらず、それをしなかったことが批判された。その一方で、学務課長畑山に関しては見解が分かれており、児童の面前で川井を詰問した点を問題視する声が多く聞かれたものの、西尾や和辻のように、畑山が国定教科書の不使用を咎めたのは立場上当然のこととして肯定的に捉える発言も確認された。

3点目は、川井に対する休職処分の妥当性であり、ほぼすべての論稿において処分は不当であるとして非難された。国定修身教科書

を用いなかったことを瑕疵と認める論稿においても、それは休職に相当するほど重い行為ではなく注意で済む程度のことと認識されており、学務当局の決定が問題視された。

4点目は、事件の影響が長野県教育界に波及することへの危惧である。川井に対する処分が教育研究を押し留めて創意工夫ある実践の停滞を招くこと、そして教員が国定教科書の解説者に自閉していくことへの警鐘が鳴らされた。

以上のように、川井とその授業めぐり、外在的に与えられた国定教科書を無条件・無批判に扱うことをよしとせず、児童にとって意義ある修身教育を行う教育研究とそれに基づく実践を目指したものと解し、そうした教育のあり方を積極的に支持した教員層が戦前国定教科書制度下に存在したことが確認された。本稿で辿ってきた主張はいずれも教員側から聞かれたものであるが、そこには川井への同情や教育行政への一方的な断罪、学務当局に教育現場への理解を求める発言のみでなく、教育現場と学務当局の協力関係の構築を求める主張もみられた。なかには川井訓導事件が間接的な教員統制として作用することに想到した論者の存在も確認された。

ところで、『信濃教育』誌上においては、川井訓導事件が児童に与えた影響については論じられることはなかった。それは、川井の修身教育観や修身教材観、それに基づく授業が児童の道德性を育てるうえでどの程度有効であったかがほとんど議論の対象にならなかったことにも通じるように思われる。すなわち諸論稿には、児童の立場から事件を捉える視点が欠如していたといえる。川井学級に在籍した児童によれば、川井が去ってしばらくのあいだ学級が荒廃したという¹⁷⁾。しかしながらこうした側面に向けられる眼差しが乏しかったことは時代的限界といえよう。

註

- 1) 佐貫浩『道德性の教育をどう進めるか——道德の「教科化」批判』新日本出版社、2015年。山田真由美「道德教育の教科化をめぐる問題性——道德の『体系的な指導』は可能か」『教育学の研究と実践』第14号、2019年12月31日、2-11頁。
- 2) 山崎雄介「道德科教科書についての教材研究の提案」『群馬大学教育実践研究』第39号、2022年3月15日、217-218頁。
- 3) たとえば山田恵吾が『道子の赤い自転車』（道德科教科書所収教材）批判——認識・行動システムとしての道德の観点から」（『埼玉大学紀要 教育学部』第68巻第2号、2019年9月30日、91-105頁）以降道德教科書の内容分析を進めている。
- 4) 貝塚茂樹「解説」『文献資料集成 日本道德教育論争史』第Ⅱ期第6巻、日本図書センター、2013年、17頁。
- 5) 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房、1968年。
- 6) 海原徹『大正教員史の研究』ミネルヴァ書房、1977年。
- 7) 唐澤富太郎『教科書の研究』創文社、1956年。
- 8) 久保義三『日本ファシズム教育政策史』明治図書、1969年。
- 9) 『長野県政史』第2巻（長野県、1972年）、長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第6巻（長野県教育史刊行会、1976年）など。
- 10) 和崎光太郎「大正自由教育と『赤化思想』——川井訓導事件とその周辺」『信濃』第59巻第10号、2007年10月20日、1-18頁。ほかに、山崎一穎「信濃教育界における森鷗外——〈川井訓導事件〉」（『跡見学園女子大学紀要』第28号、1995年3月15日、53-83頁）、渡辺弘「川井訓導事件の真実」（『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第22号、1999年4月1日、131-145頁）、同

「川井訓導事件の真相(2)『広島より』にみる川井清一郎の教育論」(『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第23号、2000年4月3日、168-178頁)、同「川井訓導事件の真相(3)川井清一郎の生涯と当時の思想的状況」(『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第24号、2001年4月2日、162-171頁)、土橋莊司「大正デモクラシイと信州の教育(上)——川井訓導休職の「修身」事件」(『自由』第41巻第6号、1999年6月1日、51-61頁)、同「大正デモクラシイと信州の教育(中)——川井訓導休職の波紋と教育界」(『自由』第41巻第7号、1999年7月1日、60-67頁)、同「大正デモクラシイと信州の教育(下)——川井訓導と信州教育の伝統」(『自由』第41巻第8号、1999年8月1日、121-129頁)、高橋勉「信濃の教育と松本女子師範附属小学校・川井清一郎」(『飛礫』第23号、1999年6月15日、77-87頁)、岩本努「抵抗がつづいた松本女子師範附属小学校——川井訓導事件の後にきたもの」(『教育学論集』第42号、2000年3月、229-252頁)、松嶋哲哉「教科書と副教材の関係性をめぐる〈過去〉からの検討——1924年長野県における副教材『取締』と副教材を使った修身科教授方法の議論から」(『教育學雜誌』第54号、2017年12月25日、93-102頁)などがある。

- 11) 大半が樋口を新教育の批判者と捉えているが、永井優美・近藤めぐみ「樋口長市の自学主義教育論」(『大正新教育の思想——生命の躍動』東信堂、2015年、256-277頁)は樋口を自由主義教育の系譜に位置づけて肯定的に評価している。
- 12) 海原徹『大正教員史の研究』前掲註6)、157頁。
- 13) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』(前掲註9)、378頁)や塩見昇「大正13年の次官通牒と図書館教育」(『大阪教育大学

紀要 第IV部門 教育科学』第29巻第2・3号、1981年2月9日、71-84頁)を参照のこと。

- 14) 「彙報」『信濃教育』第462号、1925年4月6日、50頁。
- 15) 貝塚茂樹「解説」前掲註4)、20頁。
- 16) 和崎光太郎「大正自由教育と『赤化思想』」前掲註10)、17頁。
- 17) 岩本努「抵抗がつづいた松本女子師範附属小学校」前掲註10)、247-248頁。